

令和３年第１回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和３年３月２４日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 東郷 克己	２ 番 山崎 敦志
	３ 番 長谷川崇朗	４ 番 橋 俊明
	５ 番 坂口 重良	６ 番 岩井智恵子
	７ 番 津村 俊二	８ 番 矢野 隆行
	９ 番 田中 陽介	１０番 稲垣 誠亮
	１１番 山本 剛	１２番 鈴木 市朗
	１３番 工藤 義明	１４番 野並 享子
	１５番 東郷 正明	１６番 北村五十鈴
	１７番 荒川 泰宏	１８番 立入三千男

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総 務 部 長	市木 不二男
市 民 部 長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教 育 部 長	杉本 源造
政策調整部次長	川尻 康治	総 務 部 次 長	武内 佳代子
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 3 号から議第 1 2 号まで及び議第 2 2 号から議第 3 1 号まで

(令和 3 年度野洲市一般会計予算 他 1 9 件)

各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

決議第 2 号

(議第 1 2 号令和 3 年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議
(案))

提出理由説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議第 3 3 号から議第 3 7 号まで

(令和 2 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 9 号) 他 4 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 決議第 3 号

(病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議(案))

提出理由説明、質疑、討論、採決

第 3 意見書第 1 号から意見書第 5 号まで

(生活保護制度における扶養照会が義務でないことの明文化を求める

意見書 (案) 他 4 件)

提出理由説明、質疑、討論、採決

開議

午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長 (東郷克己君) (午後 1 時 0 0 分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告の前に、本日報道機関の方が来られておりますので、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は１８人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は３月９日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

（日程第１）

○議長（東郷克己君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第４番、橋俊明議員、第５番、坂口重良議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（東郷克己君） 日程第２、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第３号から議第１２号まで及び議第２２号から議第３１号まで、令和３年度野洲市一般会計予算他１９件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第８番、矢野隆行議員。

○８番（矢野隆行君） 第８番、矢野隆行でございます。

文教福祉常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る３月４日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、３月１２日委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告申し上げます。

議第２２号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。が、質疑、委員間討議ありませんでした。よって議第２２号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２３号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。が、質疑、委員間討議ありませんでした。よって、議第２３号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２４号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「介護保険の引き上げについて、特別養護老人ホームの入所待機者が多いか

らといって施設を整備すれば、介護保険料に跳ね返ってくるが、今特別養護老人ホームの入所待機者は何人おられて、今年度の100床の整備で何人が解消されるのか。また、次の期での計画は」との質疑に対しまして、「実質的には250人の市民が特別養護老人ホームの入所待ちであると推計している。第8期計画期間中については、新たな特別養護老人ホームの整備は計画していない。これから先3年の第8期については、現第7期で100床の特別養護老人ホームを整備したこと、また野洲市内には老人保健施設が200床あること、そして野洲市民病院での地域包括ケア病床等の整備状況などから、在宅療養を支援するためのベッドの総数としては当分は賄えていると考えている」との答弁がありました。

また、委員からの「介護保険制度の始まりから倍以上の保険料になってきている。介護保険料の滞納者が増えてくると考えるが、危惧は感じられないのか」との質疑に対しまして、「未納が増えることの危険感については、財政運営の安定の観点から申し上げますと、介護保険料の場合は99%の方が年金からの特別徴収で納付されている。確かに保険料の負担は10月で相当の額を特別徴収で天引きとしているが、そのことを十分認識した上で、未納者が増えることで運営に支障を来すようなことにはならないと認識している」との答弁がありました。

議第24号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第24号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）について審査いたしました。

委員からの「去年は維持管理業務であって、今回は運営業務となっている。今後、ほかの業務でも変更があるという最初の契約になっているのか」との質疑に対しまして、「契約のサービス対価には維持管理業務や今回の運営業務などがあり、それぞれに対して前回改定年度の前年1年間の平均値と、当該の毎年8月の企業向けの各指数等での差が3%以上あったら、それぞれの項目によって改定を行うことになっている」との答弁がありました。

また、委員からの「施設の利用率が低いと聞いているが、この数字では事業自体が厳しいと思うが、事業の結果はいつ出るのか。1年たったら出してもらえるのか」との質疑に対しまして、「毎年度終了後、事業主のほうで内部監査等を受けられて3か月以内に提出していただく契約となっている」との答弁がありました。

また、委員からの「PFIのあまりよくない側面として、事業者意見はあまり言えな

いのではないか」との質疑に対しまして、「契約の内容は内閣府の P F I ガイドラインにのっとっている。また、市に届いた市民の声は事業者にお届けするようにさせていただいている」との答弁がありました。

議第 2 8 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 2 8 号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 3 1 号第 3 期野洲市地域福祉計画の策定についてを審査いたしました。質疑、委員間討議は共にありませんでした。よって、議第 3 1 号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第 2 番、山崎敦志議員。

○2 番（山崎敦志君） 第 2 番、山崎敦志です。

環境経済建設常任委員会の審査報告を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3 月 1 5 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、本委員会では、付託を受けた議案、議第 2 5 号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査をいたしました。

委員から、「提出議案に対して反対ではないが、いこいの家の建築確認、開発が出てきた段階で児童公園の削除をしていないから順序が逆ではないか、いこいの家を建てようとしているときに除外してくださいというのが行政の進め方だと思うが、いかがか」との質疑に対し、「本来であれば、平成 2 1 年のときに状況を把握して、残る公園の面積が狭小になるということで自治会と協議を行い、廃止の方向を出すべきであったと考えている」との答弁がありました。

また、委員からの「児童公園の指定をしていたら、遊具の維持管理やフェンスの公園管理に対し、助成金、補助金を出しているが、この場合、今まで出していたのか、出していないのか」との質疑に対し、「自治会活動交付金ということで面積に応じて出している。市三宅児童遊園（２）については、年間１万５，０００円の管理料を地元に支払っていた」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

次に、議第２６号土地の減額譲渡について、関係部より詳細な説明を受け、審査をいたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

次に、議第２７号市道路線の認定について、関係部より詳細な説明を受け、審査をいたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

以上の３議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第２５号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第２６号土地の減額譲渡についても、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第２７号市道路線の認定については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。
○議長（東郷克己君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第１１番、山本剛議員。

○１１番（山本 剛君） 第１１番、山本剛です。

総務常任委員会の審査報告を行います。

去る３月４日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、３月１７日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第29号第2次野洲市総合計画の策定について審査いたしました。

委員からの「1から17の項目がSDGsのゴール目標は令和3年から10年と先ほど説明されたが、2030年のSDGsのゴールと匹敵するのか」の質疑に対し、「総合計画の計画期間の終期は令和12年、2030年であり、SDGsの目標年と合致している」との答弁がありました。

また、委員からの「昨日病院整備特別委員会のほうで立地適正化計画との整合性の意見が出ていたが、その点については」の質疑に対し、「総合計画において立地適正化計画等の推進を明記しており、整合は取れている」との答弁がありました。

また、委員からの「中心拠点の都市機能に医療機能を加えないと、郊外にしか病院が建たないようなふうにも読めるような気がするが、中心拠点に病院というのは明確に書いてあればいいと思うが」の質疑に対し、「中心拠点における医療機能については、総合計画の下位計画である立地適正化計画において具体的に示しており、そちらに委ねられている」との答弁がありました。

また、委員からの「総合計画の将来構想の人口についての考え方について、目標人口、令和12年に4万9,000人。目標というのは、基本的に今よりまずは高く設定して、それに取り組むというような考え方が一方であると思うが、推計値がどれぐらいのシビアな計算に基づいてはじいてきているのか」の質疑に対し、「推計値については国立社会保障・人口問題研究所の推計を活用している。具体的には、令和7年に合計特殊出生率1.8、令和10年に合計特殊出生率2.07を達成し、それ以降は合計特殊出生率2.07を維持し、社会増減については増減ゼロを継続することにより、令和12年の目標人口を4万9,000人と設定している」との答弁がありました。

また、委員からの「生涯学習について、特に前回と今までと特に目新しいものが感じられないが、今後の取り組み方針、主な取り組みについて目新しい斬新的なものが具体的に何かあるか」の質疑に対し、「今までの取り組みを継続的に進めていくこととしている」との答弁がありました。

また、委員からの「指標についてどのようなデータをもとに算出されたのか。推計の根拠についてはどういうふうに算出されたか」の質疑に対し、「スポーツ施設の利用者数の目標値については健康スポーツセンターの想定利用者数を加え設定している。文化施設、生涯学習の出前講座、図書館の利用者数の目標値については、過去の利用者数や増加率等を踏まえ設定している」との答弁がありました。

また、委員からの「この推移を見ていると、時系列とともに減っていつているが、目新しい計画が特になく、どうして11万人に増加するのか」の質疑に対し、「文化施設については、令和元年度の落ち込みはコロナの影響と聞いている。施策を実現するために、今後より積極的に事業を展開していきたい」との答弁がありました。

また、委員からの「新たな観光資源の発見と環境整備についての中で、主な取り組みのところで、観光関係団体への支援という記載があるが、これは具体的にどのようなものか」の質疑に対し、「一例として観光物産協会への支援が挙げられる。今後新たな支援が必要になれば対応していく」との答弁がありました。

また、委員からの「観光物産協会の支援、お金の面でも人的ソースの面でも力をこれから注がれていくということで理解してよいか」の質疑に対し、「観光物産協会は現在も支援をしており、引き続き担当の商工観光課と協議、検討していく」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

次に、議第30号第4次野洲市人権施策基本計画の策定について、審査いたしました。

委員からの「基本計画案の5ページで、1、女性ということで項目が書かれている。『1、女性』というこの書き方、これそのものをもう少し何か改めるべきではないか。今言われているのは、やはりジェンダー平等ということで扱われている」の質疑に対し、「特にジェンダー平等の問題というのは非常に重大な問題と捉えている。第3次人権施策基本計画を継承しつつ、また国、県の計画と整合性を図りながら、女性という項目に位置づけ、女性の差別問題等に係る課題について具体的には実施計画の中で各関係課と協議しながら取り組みを進めていきたい。また、男女共同参画の行動計画についても、人権施策基本計画と同時に、次年度、第4次計画を発行するという運びになっている。その中でも、ジェンダー平等の問題については取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上の2議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第29号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第30号についても、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

去る3月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、15日、17日に各分科会を、また22日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告申し上げます。

議第3号令和3年度野洲市一般会計予算、議第4号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第5号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第7号令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第8号令和3年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第9号令和3年度野洲市工業団地整備事業特別会計予算、議第10号令和3年度野洲市水道事業会計予算、議第11号令和3年度野洲市下水道事業会計予算、議第12号令和3年度野洲市病院事業会計予算、以上、10議案を議題として、3月22日の予算常任委員会では各分科会に分担いたしました令和3年度予算案が、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第3号野洲市一般会計予算について、総務分科会長報告では、総務費で、委員からの「コミュニティー助成事業助成金について、令和3年度に向け各自治会から上がっている要望は何件か。また、その採択の審査基準は、そして申請した自治会長は採択の結果を知らないのではないか」との質疑に対し、「令和3年度は9自治会から要望が上がっている。自治会から受けた宝くじの助成の要望は一旦全て県に上げており、市が決めているのではない。要望を上げた後、県を通じて自治総合センターの審査基準により採択されるものであり、自治会長には今後も親切丁寧に説明をしていきたい」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費で、委員からの「公立保育所費の公立保育所・こども園運営費の三上こども園駐車場整備事業について、現存の駐車場の拡張は三上こども園から道路越しで危険ではないか。反対側の裏側に駐車場は確保できないのか」との質疑に対し、「三上小学校の野洲川沿いの裏手は小学校の教職員等の駐車場として使用している。また、裏手道路は交通規制で朝の時間帯は通行できない状況である。このことから、既存

駐車場を拡張し、送迎時の安全を確保するため、滋賀県と協議し、県道に歩道を整備いただくことで進めている」との答弁の報告がありました。

また、委員から「公立保育所費の公立保育所、こども園運営費の三上こども園駐車場整備事業の造成費用2,500万円は、ほかと比べると高額ではないか」との質疑に対し、「基本的に公共単価で積算している。執行に当たっては、入札により単価が下がると考えている」との答弁がありました。

衛生費で、委員からの「予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、事業目的に『全市民を対象とした新型コロナウイルス感染症ワクチンの円滑な接種事業を推進する』との記載があるが、16歳未満は接種しない方向ではないのか。全市民は間違いではないのか」との質疑に対し、「薬事承認済みのファイザー社製の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は16歳未満は使用できないが、今後薬事承認されるワクチンの種類によっては対象者の変更がないとは言えないため、一旦全市民を対象としている」との答弁の報告がありました。

教育費で、委員からの「小学校管理費の小学校施設整備費で、中主小学校の新築になった部分は4億3,296万円が計上されているが、その平米数は決まっているのか。増築等を見習っての数字なのか。また、新築に関して先生が研修に行かれていると伺っていたが」との質疑に対し、「中主小学校の改築の4億3,296万円は、令和元年、2年度で整備した増築棟の平米単価約42万円をもとに、現在新館等にある職員室を改築時には運動場が見える位置へ移動すること。新型コロナウイルス感染症対策で、スペースの確保や学校ICT対応の部屋の位置を考えており、もともと旧館で2,100平米のところを改築で2,550平米程度を想定している。したがって、単価と面積より10億8,240万円で、令和3年度予算分で4億3,296万円になる。なお、令和4年度で6億4,944万円の予定となる。研修については、2月に新築移転された近江八幡市立岡山小学校を見学している」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、土木費で、委員からの「空き家再生等事業補助金250万円について継続事業になっているが、具体的に説明してもらいたい」という質疑にしまして、「空き家再生等事業については、今年度から制度を実施している。危険な空き家が特定空き家になり、行政代執行へと至る前に所有者自身が除去するために補助する制度である。今年度から実施し、実績は2件である。来年度については5件分を計上している。広報を通じ広く一般に周知したいと思う」との答弁の報告がありました。

また、これに関連する質問として、委員からの「空き家で放置されたままになり、危険が発生し、防犯的部分からも再生ということを考えていると思うが、事業に該当する条件整備はどのようになっているのか」との質疑に対し、「申請があれば、まずそれが危険な空き家に該当するかという認定の手続を行う。申請後は、住宅課の関係職員が現場を確認する。一定の指標等の計算等の基準を設けており、それが危険な空き家に該当した物件のみ認定し、交付申請を行っていただく。今年度申請があったが、認定に至らずというようなケースも実際あり、実績としては2件であるが、申請はもう少しあったと考えている」との答弁の報告がありました。

続いて、議第4号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「特定健康診査と事業費で40歳以上の被保険者が対象となっている。パンフレットを見ると、40歳という数字はよく見えるが、40歳で受診できなかった方への周知に工夫があるのでは」との質疑に対し、「40歳以上で初めて特定健康診査の対象となるが、市としても若年層の40歳代、50歳代の検診率が低い状況を懸念している。国保連合会との共同事業で特定健康診査の勧奨をする事業を実施している」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第5号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査をいたしました。特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第6号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「特別給付費の高齢者等の紙おむつの費用助成について、国が基準を見直したいということであるが、国が基準を見直す前までは国の費用で全部できていたということになるのか」との質疑に対し、「国が見直すまでは、地域支援事業の家族介護支援事業から給付しており、法定負担割合に基づいた国の負担金を交えて給付を行ってきた」との答弁の報告を受けました。

議第7号令和3年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第8号令和3年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算及び議第9号令和3年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査をいたしました。特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

次に、議第 10 号令和 3 年度野洲市水道事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員からの「水道事業について、令和 3 年度の 4 月、5 月分の水道料金が減免がなくなったが、国の第 3 次のコロナ対策で何とかできないのか」との質疑に対し、「令和 3 年度の予算案をまとめるときに、第 3 次補正分については時期的に間に合わなかったことから、水道事業会計だけでなく、野洲市全体の予算の中で第 3 次補正分は見込んでいない」との答弁の報告を受けました。

次に、議第 11 号令和 3 年度野洲市下水道事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員から、「上水の給水戸数が 2 万 8 5 2 戸、下水では排水戸数が 2 万 1, 3 5 6 戸、上水より下水のほうが多いというのは、地下水でくみ上げているということで見えるのか」との質疑に対し、「上水より下水のほうの戸数が多いということについては、地下水をくみ上げて使用し、下水道に流している企業などが存在するため」との答弁の報告を受けました。

次に、議第 12 号令和 3 年度野洲市病院事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員から、「市民病院整備事業特別委員会を受けての予算に及ぼす影響について」との質疑に対し、「今回の予算に計上している主な部分は、現在の施設でどう運営していくかの経費であるため、今後の医療機器や医療情報システムの更新、あるいは施設の修繕費用が影響してくる。また、資本的支出の委託料では、施設整備支援業務としての現在の基本構想や、基本計画の見直しに必要な経費を計上している」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「市民病院整備事業特別委員会を受けての収入の部分での影響について」の質疑に対し、「新聞報道やニュースにより影響は非常に大きいと感じている。現在の市立野洲病院のスタッフは非常に使命感を持って頑張っており、数字で見ても黒字経営で、健全に経営ができていと聞いている。公立病院としての使命を果たしていくとともに、病院建設を早急に結論づけ、着工に持っていきたい」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けました関係予算について、委員間の討議を行いました。

委員から、「現地の建て替えをできるだけ早くすることで市民も、市長も、議会も共有されていて、特別委員会が出てきたものが本当にそうなのか、そのビジョンは分からない」との意見に対し、他の委員から、「特別委員会においてコロナ感染が大変な状況の中で、現

地建て替えは市民の立場から危険であり、現地建て替えを断念し、早急に病院を建設するとなれば次の候補地を探していくように市長の答弁があった」。

委員から、「民間の活力で駅前の開発について触れられておらず、一連の言っていることとやっていることに整合性が取れていない」との意見に対し、他の委員から、「市長は今後は駅前をどうあるべきか市民と相談して決めていきたいと説明されている。これからの会議で意見を述べていただければよい」。

また、委員から、「総務分科会を一番最後に回したのは、特別委員会の議論を踏まえての議論をするためであった。特別委員会で3つの候補地が上がりました。そのうちの2つは軟弱地盤であり、皆さん知っておられて、そうした議論はされましたか」との意見に対し、他の委員からは、「そのような議論はなく、市長の説明は、候補地というよりは野洲市内に一定のまとまった土地は3か所あり、これ以外に適地と思われる土地があれば、それをテーブルにのせ、今後議論をしていくということであった」との意見がありました。

他の委員からは、「運営評価委員会委員の報酬が計上されているが、委員会の開催は公開で行うべきである」との意見がありました。

最後に、採決について、議第3号については、賛成少数により否決すべきものと決しました。

また、議第4号から議第6号まで及び議第10号、議第12号の5議案については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第7号から議第9号まで及び議第11号の4議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので……。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後1時56分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告者が提出されましたので、発言を許します。

なお、委員長の報告に対する質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

では、田中議員。

○ 9 番（田中陽介君） 第 9 番、田中陽介です。

予算常任委員会の委員長報告に対しての質疑をさせていただきます。

委員間討議の中で、病院事業等に対して市民に対する説明ができる人はいるのか、いたら教えていただきたいという討議があったと記憶しております。そして、そこでは誰も何も答えることができなかったという認識をしております。その内容は、非常に委員会において重要な点だと考えておりますので、そうしたやり取りがあったかどうかを、事実関係を質疑いたします。

○議長（東郷克己君） 予算常任委員会委員長 岩井智恵子議員。

○ 6 番（岩井智恵子君） 田中議員からの質疑についてお答えいたします。

予算常任委員会におきまして、田中議員からの質疑内容のとおり委員会討議はございました。承知をいたしております。しかし、誰からも意見はございませんでした。委員長報告の内容につきましては私に一任いただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 田中議員、3 回までの質疑は許されておりますが、なしということで。

○ 9 番（田中陽介君） 結構です。

○議長（東郷克己君） では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第 3 号から議第 12 号まで及び議第 22 号から議第 31 号まで、令和 3 年度野洲市一般会計予算他 19 件について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、議第 3 号について、第 13 番、工藤義明議員。

○ 13 番（工藤義明君） 第 13 番、工藤義明です。

私は、議第 3 号令和 3 年度野洲市一般会計予算に対しまして、原案に反対の立場で発言をいたします。

令和 3 年度の一般会計予算規模が 220 億円、前年度当初予算比で 7 億 6,000 万円減少とされています。

昨年１１月の予算要望書において、共産党議員団として行財政、コロナ対策から防災、平和問題まで７８項目にわたり、市民の負担軽減、安心して暮らせるための施策を求めました。しかし、回答内容は、１つ、都市計画税実施の１年延期と、２つ、平和首長会議への参加以外はほとんど市民に寄り添うものではありませんでした。

令和３年度予算提案内容では、議案質疑、代表質問、さらに一般質問等での答弁の中心は、財政基盤の構築を最優先としたものとししか受け取れないものです。

反対理由の最大点は、市立野洲病院整備に当たっては、科学的根拠もない現地建て替え半額を前提とした専門部会を強行し、無駄な時間と経費を費やし、令和３年度も同様な計画を続け、市政への混乱と市民の不信を抱く予算計上が提案されています。１２号議案の提案にも関係があり、本来であればこの１２号議案にも反対をすべきことですが、１２号提案では現病院運営上の緊急事案が含まれ、反対とはしないですが、市民の命と健康を守ることが置き去りにされていることには断固として反対するものです。

令和３年度の予算においてのコロナ感染対策やワクチン接種、小学校３年生までの医療費無料化、その他教育、市民福祉等に関する予算に決して反対するものではありません。しかし、３月１９日に議員有志で申入れた要望書の２３日回答では、立地場所案に当初予定の駅前予定地を付け加えることさえ、かたくなに拒絶を繰り返す市長の方針には、多くの市民の願いに背を向けることになっています。

また、２２日の予算常任委員会で一般会計予算が否決された結果は、市長への不信任とも解するものでした。たとえ一時的な市政の混乱が生じようとも、それは市長自身自らが生じさせることになるのではないのでしょうか。

以上のことを中心にして、この予算、議第３号令和３年度野洲市一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第４号について、第１４番、野並享子議員。

○１４番（野並享子君） 野並享子です。

議第４号令和３年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

平成３０年度から国保は県単位化されましたが、構造危機打開どころか、国保加入者の負担増となる仕組みがつくられました。また、県では令和６年度の早い時期に保険税の統一化を計画しています。さらに、国ではマイナンバーカードと保険証のドッキングを図り、管理の強化を図ろうとしています。広域化で、市町村からの一般会計繰入れ廃止と、市町

村の職員の人件費の削減を目的としていますが、広域化で高過ぎる国保税を下げることはできず、低所得者が多い構造的な問題の解決ができないことも明らかになりました。

6、400万円の基金を使い、令和2年度は国保税を引き下げられ、3年間据置きとなっています。しかし、県への介護納付金がそれ以上に引き上げられたため、40歳から64歳までの方は確実に値上げになり、約2,700人の方に影響が出て、令和3年度も同様の状況であります。

これまで子育て世代にとって大きな負担である均等割を廃止すべきと主張してきましたが、ようやく国も方針転換し、2022年度から修学前の子どもの均等割を半額にすることが決まりました。一歩前進ですが、負担割合で市町が4分の1負担となっています。半額でなく、全額公的支援にすべきです。

社会保険では所得割のみであり、均等割、平等割はありません。均等割は子どもだけでなく、均等割そのものを廃止すべきであります。市町によっては廃止しているところもあり、広域化している滋賀県では県として廃止するように求めます。

来年度の標準保険料の算定が行われました。野洲市は、昨年度と比べて1人当たり国保税は1万2,226円下がっています。要するに、市民の保険税を引き下げることが可能であります。引き下げられませんでした。県下で2番目に高い国保税であることは担当者も認めていますが、次年度の県の動向が分からないので据え置いたと答弁されました。コロナ禍で営業が困窮している自営業者や、介護保険料が大幅に引き上げられる年金生活者にとって、1万円でも引き下げられたら助かります。市民に寄り添った国保運営になっていません。

また、根本的には国庫負担率の引き下げ以外に払える保険税にしていくことはできません。国に対して、国庫負担率の引き上げや制度の改革を求め、反対討論いたします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第5号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議題となっております議第5号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算の原案に対して、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保から切り離し、別立ての保険制度としています。団塊世代が2025年に75歳を迎え、国保からの切り離しは、高齢者を医療制度で差別し、社会保障の扶養家族から切り離し、療養報酬の基準を低くするなど、差別的医療が行われています。また、75歳以上の特定健診で糖尿病や高血圧、高脂血症でコレ

ステロールを下げる薬を飲まれている人を健診のお知らせから除外しているため、それ以外の疾病が発見しにくくなっており、結果的には重症患者を出す結果となっています。高額な医療費を生み出す悪循環になっています。早期発見で早期治療の高齢者の命と健康を守る医療保険制度にしていくべきです。

年金で暮らす高齢者にとって、年金所得の1割が保険料は大変重い負担となっています。

また、菅内閣の下で、一定の所得のある75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割負担を導入する医療制度改定一括法案を今国会で成立させ、2022年度の後半から導入しようとしています。

医療費の窓口負担が増えれば医療機関に行かなくなる人も出て、受診を控える。その結果重症患者が増えてしまうことになるのは明らかです。これまで頑張ってきた高齢者にさらに重い負担をかけることになります。

後期高齢者医療は、高齢者が増える中で、国庫負担を減少させてきたことにあります。そのつけを高齢者に直接負担させるものであり、アメリカ言いなりで、戦闘機の爆買いなどの無駄な税金の見直しで、命と健康、暮らし第一の予算に転換し、高齢になっても安心して医療が受けられる制度にすべきであることから、後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論とします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 続いて、議第6号について、第14番野並享子議員。

○14番（野並享子君） 野並享子です。

議第6号令和3年度野洲市介護保険事業特別会計予算に対して、反対討論を行います。

来年度は第8期の改定期に当たり、大幅な介護保険料の引き上げになります。第5段階の保険料が年間7万1,760円から7万7,640円に、実に5,880円の引き上げです。1か月で4,900円引き上げられ、6,470円です。

今回の引き上げは、特別養護老人ホームが100床増えることから、介護保険料の大幅な引き上げとなっています。

現在、特老の待機者は250人ということであり、このうち100人は入所されても、さらに150人の待機者となります。施設を増やせば保険料に跳ね返るという制度はいかかなものでしょうか。これは保険料の算定根拠で、国、県、市、そして1号被保険者、2号被保険者で負担割合が決まっているために起こる現象です。この仕組みを変えない限り、介護の充実を求めれば、保険料や被保険者負担に跳ね返ることになります。

これまで基金の取り崩しを求めてきましたが、今回の第8期では2億円の取り崩しが行われます。基金を取り崩してもこれだけの引き上げということは、制度そのものが限界にきています。高い保険料を死ぬまで払い続け、いざ利用しようと思っても、利用料が高過ぎて施設にも入れない。また、介護費用を払えば、残された妻は生活できない、このような矛盾を一番感じておられるのが末端の市町ではないでしょうか。

介護の社会化ということで導入され、21年目を迎えますが、国は国庫負担を下げてままだです。消費税が増税されたことにより、第1段階、第2段階、第3段階の保険料の減額を行いましたが、社会保障に使うという消費税が法人税の引き下げの穴埋めになったというのがこの20年間の現実です。いつでもどこでも誰でも介護が必要なとき、お金の心配なく利用できるように、国として、公助をしっかりとってもらうように求め、本特別会計予算の反対討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第10号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第10号令和3年度野洲市水道事業会計予算に対して、反対の立場から討論します。

この水道事業会計予算は、コロナ禍で困っている市民や事業者に対して、水道料金のうち基本料金を4か月間減免すると言われていましたが、令和2年度分の1期分、2か月分は昨年の12月議会で提案され、議決されたものの、残りの令和3年度分は基金がないということで提案がされませんでした。既に実施された減免による収入減1,905万1,000円を一般会計から繰入れて補填しています。

そもそも、コロナ禍の下で、近隣の他市では水道料金の減免がいち早く行われてきましたが、2期4か月分と言われた基本料金の減免、令和2年度分の1期分のみとなり、令和3年度分、4月分、5月分は減免されなかった。コロナ対策の第3次3期分臨時交付金に間に合わなかったということだが、お金の使い方を変えればできたことではないか。市民との約束が簡単に覆るようでは信頼ができなくなります。市民の暮らしに寄り添った市政をまい進するためにも、約束の減免を令和3年度も行うべきであったことから、議第10号令和3年度野洲市水道事業会計予算に対して反対討論をいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第12号について、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第12号令和3年度野洲市病院事業会計予算について、賛成で討論いたします。

私は、予算常任委員会においてこの予算に反対しました。それは、その説明が不十分で

あったから、そしてこのままでは市民に説明できなくなる、そう思ったからです。さらに、16日の特別委員会でもこれは議論に上がっているんですけども、市長と関係者、専門家、担当課等の意思の疎通、整合性がどうしても感じられなかったからです。

しかしながら、現在市立野洲病院の実態はハード面、ソフト面ともに非常に厳しいものがあります。スタッフは、野洲の医療を守るために日々頑張ってくれています。そして、そもそも病院を早期に整備していくということは共通の目的でありますし、その構想をしっかりとアップデートしていくための予算、計画していく予算というのを削りたいわけでもありません。進め方に大きな疑問があることは事実ではありますが、これまでのぎりぎりの状況での動きの中で、市長からそうしたプロセス、エビデンス、ビジョン、理由といったものが市民や議会にしっかりと説明されるということを先般表明されました。

その表明は、当然これまでの意思決定、そしてこれからの意思決定において該当していくものであると思っていますし、そのはずであります。これらが約束されたものとして、この重要課題を早急に進めていくことに关しまして、この予算に賛成したいと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第24号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第24号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

本条例は、第8期の改定期に当たり大幅な介護保険料の引き上げです。今回の引き上げは、特別養護老人ホームが100床増えることから、介護保険料の大幅な引き上げとなっています。第5段階の保険料が年間5,880円の引き上げ、1か月で490円引き上げられ、7万7,640円ということになります。

県下の自治体の中で、月6,470円というのは2番目に高いのではないのでしょうか。据置きという自治体が半分ぐらいある中で、市町の格差が大きくなりました。東近江市では据置きで月5,300円であり、野洲市と比べ月1,170円もの差があります。介護保険制度を利用する人が増えれば保険料に跳ね返るという仕組みそのものに問題があるのではないのでしょうか。介護が必要なときに必要なサービスが受けられてこそ、保険制度の役割であり、所得に応じての保険料にすべきですが、非課税の方からも保険料を徴収するというのは苛酷と言わなくてはなりません。

高齢化が進む中で、根本的に制度改正を行うべきです。無年金者からも、また非課税の方からも保険料を徴収する制度から、国の負担割合を増やし、所得に合った保険料にする

ことを求め、本条例改正の反対討論といたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後２時４０分といたします。

（午後２時２４分 休憩）

（午後２時４０分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、ただいま議題となっております議第３号から議第１２号まで及び議第２２号から議第３１号まで、令和３年度野洲市一般会計予算他１９件の採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議第３号から議第１２号まで及び議第２２号から議第３１号まで、令和３年度野洲市一般会計予算他１９件の採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第３号令和３年度野洲市一般会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第３号については原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第３号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４号令和３年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５号令和３年度野洲市後期高齢者医療保険特別会計について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第６号令和３年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第７号令和３年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第８号令和３年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号令和 3 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 9 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 10 号令和 3 年度野洲市水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 10 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 11 号令和 3 年度野洲市下水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 11 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 12 号令和 3 年度野洲市病院事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 12 号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第１２号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後２時４７分 休憩)

(午後２時４８分 再開)

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第５番、坂口重良議員から、決議第２号、議第１２号令和３年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議案が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第２号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

決議第２号令和３年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第５番、坂口重良議員。

○５番（坂口重良君） 第５番、坂口でございます。

決議第２号、議第１２号令和３年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

野洲市においては、これまで長い時間と労力、また予算をこの病院整備事業に費やしてまいりました。そして、紆余曲折を経て実施設計まで進んでいる中、市長が交代をし、またも病院が市を二分する課題となってしまいました。

現市立野洲病院は、様々な課題がある中で懸命に野洲の医療を守っている現状であります。市民は地域医療と地域医療に必要な機能を求めておられます。当会計に含まれる新病院の基本構想策定においては、これまで積み上げてきました現基本構想を時点修正するとともに、現在の市立野洲病院運営のノウハウや知見を十分に反映したものとし、その根拠

や医療ビジョンを都度議会や市民に明らかにし、速やかに用地の決定、基本計画へと進むことを求めます。

以上、決議いたします。議員各位の賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております決議第2号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時52分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、決議第2号、議第12号令和3年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議案について質疑をさせていただきます。1回目は5点質疑させていただきますので、回答のほうをよろしくお願いいたします。

まず1つ目ですが、今回のこの決議案、坂口議員が提案者となっていられっしゃいますが、この提案者、賛成者の名前を連ねていられっしゃる方を見ますに、根本として旧山仲市長が推し進められたAブロックの野洲駅南口市有地での整備を求めることを前提とされているのかなと推察したのですが、前提としたものであるのか、そうでないのか、まずは1点目お伺いいたします。

2つ目は……。

（（「ちょっと内容が違う」の声あり）

（発言する者あり）

○10番（稲垣誠亮君） では、単純に、こちらはあくまでもこちらでしゃべることによって有効となるというふうに議員のルールとしては理解をしているので、一般質問の通告とはまた意味合いが僕は変わってくるのかなとは思ってはいるんですが。

（発言する者あり）

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後3時03分 休憩）

（午後3時03分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 失礼いたしました。

それでは、再度1点目お伺いさせていただきます。

この決議案に関しては、提出者、賛成者を見るに、根本として野洲駅南口市有地での整備を求めることを前提としたものであるのか、そうでないのかを端的にお伺いいたします。

2つ目は、仮に複数の立地の選定を前提とした事業計画の策定となりますと、早期建設に向けたタイムスケジュールに少なからず影響するかと思います。この点についてお伺いいたします。

3点目は、事業計画を策定する市民病院整備課は、ただでさえ多忙な中、複数の立地の選定を前提とした事業計画の策定となると、職員に対しさらなる負担をかけることになるかと思います。これについてどのように考えられているか、お伺いいたします。

4点目は、提案理由にある根拠の積み上げとエビデンスから成る構想、計画とはどのようなものを求めているのでしょうか。何か例示をいただき、説明いただきたいと思います。

最後に、5点目ですが、市民の命と健康を守る観点からも、整備には迅速さが求められています。この点については提案者の見解と一致しているか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまの稲垣議員のご質問にお答えいたします。

まず1番、これはA案、B案、Aブロック、Bブロックという2案ございます。これは今後皆さんと一緒に協議をしていきたいと思っております。

それから2番目、普通の立地の選定を前提とした、これにスケジュールに少なからず影響するというございですが、影響はないように努めたいと思います。また、病院特別委員会というのもございますので、そちらのほうもお願いしたいと思います。

それから3番目の事業計画策定の件ですが、これは先日も市長とお話をさせていただいております。これについては、市長が先頭に立って進めていくことを市長より力強いお言葉をいただいたと私は思っております。

それから4番目の提案理由、根拠の積み上げ、エビデンスと書いております。これはプロセスを、今までプロセスが説明が少なかったと思います。これをきっちりやっていた

ければ大丈夫だと思っております。

それから5番目の命と健康を守る観点、提案者の見解ということで、提案者は私でございます。見解と一致しているかということですが、これは私でございますので一致していると思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 坂口議員、答弁ありがとうございました。

それでは、再度の2回目の質問にさせていただきたいと思います。4点再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目は、最初の1番目の質疑の中で、A案、B案、皆さんと協議していきたいと、そういう答弁をいただいたと思うんですが、そのA案、B案以外に、市長の対病院方針に基づいた案も当然出てくると思うんですけども、当然そういったものも前提として、失礼いたしました、今理解を間違えていました。A案、B案を前提としたものということで1問目はご回答いただいたので、それで理解いたしました。失礼いたしました。すみません。

それでは、3点、2回目の質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は今回、今の1番目の質問でA案、B案を協議していきたいという具体的な答弁をいただきましたが、私は少し違いまして、現在の市立野洲病院の老朽化とか今後の収支計画を成立させるために、市長の対病院方針に基づいて野洲駅南口市有地を除外した上で用地を決定して、次回の市長選挙までに少なくとも建設工事がある程度終えていかなければならないと考えています。提案者の坂口議員におかれましては、ビジョンが合理的なものが示されれば、この野洲駅南口市有地以外でも賛成いただける余地はあるのかなのか、そちらのほうを端的にお答えいただけたらと思います。

次に2番目ですが、これまで山仲市長の進める野洲駅南口市有地における病院整備について、今回提案者と賛成者の連ねていらっしゃるお名前を拝見しました。当初予算総額が50億円台でスタートしたと記憶していますが、徐々に徐々に工事費が上昇しまして、100億円を突破しても特に判断を変えることなく、それは評価委員会等の当然結論もあったと思いますが、賛成し続けられてきたと思うのですが、今後市長、そして市民病院整備課から新たに提案されるであろう野洲駅南口市有地以外での立地における収支計画が、旧

案よりも優良なものが出てきた場合は、市長が提案された方針に理解を示していただける一因、一端になり得るか、お伺いいたします。

最後の３点目になりますが、今回市長宛てに議員有志の方から、坂口議員も加わっていらっしゃると思いますが、令和３年３月１９日付の要望書に対して、令和３年３月２３日付の回答書において、市長の回答書の③の中で、駅前Ａブロックについては候補地として検討していないと記載されています。こちらについては一定理解されたのか、されていないのか、その点について端的にお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後３時１４分 休憩）

（午後３時１５分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂口議員。

○５番（坂口重良君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

１つ目の回答でございますが、駅前のＡブロック、Ｂブロック、そして、あとほかに２つございます。この４案をもって駅前も含む４案で検討したいと思います。

それから２番目でございます。ちょうど稲垣議員がおられなかったときだと思っておりますが、福山院長がここへ議場にお見えになりまして、ご存じいただいていますか。

○１０番（稲垣誠亮君） いました。僕そのときいました。

○５番（坂口重良君） おられましたか。すみません、間違えました。訂正しておきます。

その福山院長の回答をいただいて、福山院長のビジョンをおっしゃられました。そのことはそうしたらご存じいただいているかと思うんですが、あのときにおっしゃったことが少し山仲前市長とはニュアンス的に違うように私も理解しました。多分前山仲市長は、できることのいっぱい筒でやろうと思わはったと思うんです。それが結果的に１２０億円という金額になったんだと思っております。

改めて、私福山院長の意見を聞かせていただいて、ああ、そういう考え方もあるんだろだろうなという思いを致しました。したがって、それだけの金額はいかないかもわかりませんね。

それから３番目でございます。私たちが訂正したのは要望書ではございません。要請書です。それだけ訂正しておきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 長い質問に誠意を持って回答いただいて、ありがとうございます。

それでは、最後に3点再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの2回目の再質問の1回目で、4案を持って検討したいというふうなお言葉をいただいたと思うんですが、それは従来の計画、新しい計画、それを総合的に比較した上で検討したいということで理解をしてよろしいか、最後ちょっと確認させていただきます。

先ほどの2番目の質問ですが、要望書ではなくて要請書でした。改めてお伺いしますが、令和3年3月19日付の要請書、令和3年3月23日付回答書において、この回答書の③の中で、駅前Aブロックについては候補地として検討していないとあります。それを受けて上で、今回この一般会計予算に先ほど賛成して予算を通していただいたというふうに思っているんですが、この候補地として検討していないとありますので、それについては一定理解を示されたのかなというふうに私は思ったんですが、理解を示されたのか示されていないのかを端的にお伺いできればと思います。

最後の3点目の質問ですが、繰り返しの質問になるかもしれませんが、今後は野洲駅南口市有地以外の立地における収支計画が公表されるかと思います。せっかく期待と予算をかけるわけですから、従来出てきていた収支計画よりも優良なものが出てくることに私は期待したいと思っているんですが、坂口議員もその出てくる収支計画がより優良なものが出てくることに期待していただいているかどうか、最後に回答を伺えればと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） お答えいたします。

第1番目の質問です。私たちは一応4つで考えております。個人的には、ちょっと後にしておきます。

それから、2番目の質問には、私たちは病院整備の方向性が定まり切らないものの、既存の構想を時点修正しというふうに、私ちょっと今回のやつに書かせていただいておりますが、野洲に市長が必要な地域医療ビジョンと現市立野洲病院のノウハウや知見に基づき、プロセスを明らかにしながら速やかに立地決定と新病院計画に取り組んでいくことを求めるものでありますというふうに返事させていただいております。それが答えです。

それから3番目、期待していますかということでございますが、もちろん期待はしてお

ります。ただ、中身の問題があると思います。これは開けてみないと分からないと思いますので、その後ということになります。すみません、以上です。答えとします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第２号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第２号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第２号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第２号、議第１２号令和３年度野洲市病院事業会計予算に対する附帯決議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、決議第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議第２２号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２２号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２３号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２３号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって議第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２４号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２４号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２５号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、採決い
たします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２５号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２６号土地の減額譲渡について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２６号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２７号市道路線の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２７号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２８号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２８号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２９号第２次野洲市総合計画の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２９号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３０号第４次野洲市人権施策基本計画の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３０号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第３１号第３期野洲市地域福祉計画の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第３１号は、委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第33号から議第37号まで、決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案及び意見書第1号から意見書第5号までについてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第33号から議第37号まで、決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案及び意見書第1号から意見書第5号までについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(東郷克己君) 追加日程第1、議第33号から議第37号までについて、令和2年度野洲市一般会計補正予算(第19号)他4件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(田中千晴君) 朗読いたします。

第33号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第19号)、議第34号野洲市国民健康保険税条例及び野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例他条例改正2件、議第37号工事請負契約について(野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修(建築主体)工事)。

以上でございます。

○議長(東郷克己君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(栢木 進君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算1件、条例の制定改廃3件、その他1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第33号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第19号)については、繰越明許費を定めます。内容としましては、国の補正予算による追加内示等で、さきに補正予算を計上

した農林水産業費の産地生産基盤パワーアップ事業補助金や、ため池耐震詳細照査事業など21事業については年度内に完了しないことから、総額で5億2,441万6,000円を翌年度に繰り越すものです。

議第34号野洲市国民健康保険税条例及び野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、関係する条例について所要の改正をするものです。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

議第35号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、当該条例の根拠となる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことから、先述の2つの条例をいずれも以下の2つの趣旨により改正しようとするものであります。

1つ目は、当該事業者を利用者の人権や擁護、虐待の防止に向けて必要な体制を整備することや、それに関して所内委員会の設置、研修実施などの対策を行うよう義務づけるほか、当該事業者が支援を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を有効に活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないと定めようとするものです。

2つ目は、当該居宅介護支援等事業者は、利用者に対し、全6か月間における居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護等のサービスがそれぞれ占める割合を説明しなければならないこと及び訪問介護等のサービスごとに、同一のサービス事業者等によって提供されたものが占める割合を説明し、理解を得なければならないことを定めようとするものです。

なお、本条例の施行は令和3年4月1日とし、改正後の第4条第5項及び第14条の2の規定については、令和6年3月31日までは経過措置として努力規定に留め置くものであります。

議第36号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、当該条例の根拠となる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関

する基準等の一部を改正する省令が令和３年１月２５日に公布されたことから、議第３５号で説明した内容と同様に、根拠となる省令の改正に伴って本条例を改正しようとするものです。

なお、本条例の施行は令和３年４月１日とし、改正後の第３条第３項の規定については令和６年３月３１日までは経過措置として、努力規定に留め置くものでございます。

議第３７号工事請負契約について（野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修（建築主体）工事）について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市小中学校施設保全計画に基づき、野洲北中学校において校舎や体育館の改修を行うもので、去る３月２日に執行した一般競争入札の結果、請負金額を５億１,１２８万円、契約の相手方を株式会社ヤマタケ創建代表取締役竹井友明と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決を求めるものです。

以上、議案の提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております議第３３号から議第３７号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第３３号から議第３７号までについては、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、議第３３号から議第３７号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第３３号から議第３７号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第３３号令和２年度野洲市一般会計補正予算（第１９号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、議第３４号野洲市国民健康保険税条例及び野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第３４号は原案のとおり可決されました。

次に、議第３５号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、議第３６号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議第３７号工事請負契約について（野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修（建築主体）工事）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第３７号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(東郷克己君) 追加日程第2、決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案を議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案について、提出者から決議案の提案説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明でございます。

決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案を上程するものであります。

まずは、提案理由の説明を申し上げます。

「分断から協調へ」をスローガンに掲げ、多くの市民の期待を集め市長は当選されました。しかし、これまでの市政運営及び政策決定につきましては、そのプロセスやビジョンが見えず、議会にも結論のみという対応が繰り返され、質疑への答弁の論理性、整合性を欠くものでありました。

議会が市の意思決定を行う際、こうしたビジョン等は重要な判断材料であるとともに、事業の成否という観点からも重要な要素であります。

今般、有志議員の要請書の回答におきまして、市長は透明性の確保、医療ビジョンの基本的維持及び今後の方向性、新病院の立地場所選定に対する柔軟な検討などについても回答をいただきました。この回答への評価は満足とは言えないまでも、一歩踏み出したものと私どもは理解をいたしております。こうしたことから、今回決議第3号を上程するものであります。

それでは、決議書を読まさせていただきます。

市政全般の政策決定プロセスの透明化や政策の根拠の明確化などは、民主主義が正しく機能するための必須要件であります。また、各種事業を進めるに当たっては、当該事業の将来像やビジョンを明確にすることは事業の成否を決し、ひいては市政全般にも大きな影響を及ぼす重要な要素であります。特に、病院整備事業は長年の課題であり、野洲病院の深刻な老朽化や高齢人口の増大など、市の状況を鑑みれば猶予のない懸案であるとともに、命と健康を守る医療体制整備は市民の切実な願いでもあり、一日も早い野洲市の状況にふさわしい整備が求められております。

したがって、今後の市政運営においてはプロセスの透明化やビジョンの構築と根拠の明

確化など、行政の土台となる方針を構築し、市長自ら率先してこの方針に沿ってリーダーシップを発揮して野洲市の発展に取り組むべきであり、ここに議会の有志として決議するものであります。

以上、決議いたします。

平成3年3月24日。

提案者は、新誠会、橋俊明であります。

議員各位の賛同いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（東郷克己君） これより、決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後3時48分 休憩）

（午後3時53分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議について、伺います。

今回の決議の内容は、市政全般の政策決定に対する必須要件を求めたものであり、重要であることは承知、納得するものですが、文章の中身が抽象的でありますので、そこで、提案理由にある昨日有志議員に市長から回答された内容を受けて、決議文中に、「この回答への評価は満足とは言えないまでも一步踏み出したと理解できる」とあります。

お聞きしたいのはこの部分だけで、この部分に対して具体的にお聞きいたします。

1、市長は書面回答の中で、③駅前Aブロックは市民病院整備について候補地には入れないと断言されています。そこで、立地については納得されたと受け取っていいのか。具体的には現地建て替え、駅前建設ともなくなり、第3の立地であると認識していると理解していいのか、それとも引き続き現計画立地である駅前を今後も求めていかれるのかを提出者の橋議員にお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） それでは、北村五十鈴議員の質問に回答させていただきます。

ちょっと個別的な内容になっておりますけども、本来、我々が一番に要望したのは政治の透明性といいますか、行政の透明性、まずその政策決定は十分に議論を尽くしてやるべきであると。結論だけが先行されるのでは十分な討議とは言えないということがあれでございますけども、それも承知の上で質問されておりますので、お答えをさせていただきます。

要は、当初の駅前ロータリーに隣接したあそこに計画地が入るのかどうか、先ほどの附帯決議の中でうちの会派の坂口議員も答弁をされておりますけども、昨日この回答をしていただくときに、最終的にはお互いの共通認識は一日も早い病院整備であるということは認識をさせていただきました。そのことが一番でございますので、それについては今後も積極的に、精力的に議論をしていこうということになりましたので、そういう発言も踏まえまして、やはり当初の計画は我々は残っているものと、残っているものというのは、今後やはり精力的に議論を重ねていく中身だと、このように受け取っておりますので、我々はそれに向けて今後も努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村五十鈴議員。

○１６番（北村五十鈴君） 再質問させていただきます。

理由書のほかにもこう書いてあります。「新病院の立地場所選定に対する柔軟な検討などについて回答された」と書かれているんですけども、そう書いてあるんですけども、市長の答弁には、駅前Ａブロックは検討していない、検討しないとはっきりと分かりやすくおっしゃっていただいております。その回答に関して尊重はされないのかというところをお聞きしたいのと、となりますと、また元に戻る感じがあるんですけども、市民の方、関心の多い方にとっては、それでは先日の否決はあまりにも生産性がなかったのではないかと考えますが、市長にプロセスやビジョンを多く訴えておられますが、訴えておられることと、この決議とは相反するのではないかと思いますので、もう一度そのところ辺を教えてください。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） それでは、北村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いわゆる生産性がないのではないかなというご質疑がございました。

生産性もさることながら、我々としましては、やはり今行政が、野洲市が逼迫している

課題がたくさんございます。新型コロナのワクチンの問題をはじめとして、あらゆる課題が山積をいたしておりますので、我々としてはいわゆる一般会計を否決してまでも、それよりもやはり市民の生活を最優先にされるべきやという形で、総合的に判断をさせていただきました。

この、昨日回答していただきました当初の計画を入れるか入れないか、これがやはり双方の議論もありました、正直申し上げて。ただ、それを結論づけるには、やはりもう少し議論が足りないのではないかなと。ある程度すれば、それなりに答えは出さなくてはいけない。先ほども申し上げました。一日も早い病院の整備というのが我々の願いでもあり、市長の願いでもございますので、その辺りでどう進めていくか、どう判断するか、これはやっぱり1日で、その場で回答は出せないという我々は認識がございましたので、今後もやはり引き続き協議を重ねていい方向に持っていきたい。市長は恐らく、これは私の推測ですけども、方針は変えられないと思いますけども、今後も我々はそうやって要請書も出していきましたので、今後も引き続き前進ができるような活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 最後にもう一度お伺いいたします。

お聞きしたかったのは、一番最初に言いましたように、Aブロックを市長は考えてはいない、もうそれは想定していないとはっきりおっしゃってられます。今ご自分がおっしゃったように、このコロナ禍の大変な時期に当初予算を否決するというその決断をされた本当の勇気ある決断だったと思うんですけども、それにはやはり今おっしゃった、ご自分でおっしゃったとおり、病院の前を進めるには、もう一度現計画のAブロックに戻すのがいいということを主張されていたのはよく分かります。それに対して申請をされて、要請をされて、市長が回答された。その回答を見た上で、そうだったけれども、やはりコロナ禍でもありますし、当初予算いろんなものも含まれていますので、これではいけないと思って、そのAブロックというのは関係なく、お聞きしたいのはここだけです。Aブロック関係なく賛成されたのか、Aブロックをその選択肢に入れられたのかというところで、最初に戻りますけれども、お聞きしたいのはそこです。もう一度お聞きいたします。駅前のAブロックは今後も引き続き議論にのせていかれるのか、それはのせるとしても違うところがあるのか、そこのところをお聞かせください。お願いします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○４番（橋 俊明君） それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

最初からお答えをしていますとおり、英断をされたのではないかと。結論から申し上げますと、Ａ案を含めて、我々は今後も引き続き活動을續けてまいりたいと、このように思っております。

ただ、我々が否決をしたのは、否決を見送ったのは、それよりも我々の思いもさることながら、やはり市民の思いなり、市民を犠牲にしてはならないということで総合的に判断をさせていただいたものであります。ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、これより、ただいま議題となっております決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後４時０８分 休憩）

（午後４時１２分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第１３番、工藤義明議員。

○１３番（工藤義明君） 第１３番、工藤義明です。

決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案について、

反対の立場で討論させていただきます。

要請書に基づいたことで今回出されております。要請書につきましては、私もその一員ということなんです。しかし、この一員として、どうしても意見を申し上げなければなりません。ここで出されています決議案のほうは、このとおりだというふうに思います。

ただ、先ほど橋議員からおっしゃられました提案理由のところ、どうしても承服できない部分がございます。それは文章としてここに記載されている部分で紹介いたしますが、くだりのところで、「柔軟な検討などについて回答された」と。また、「この回答への評価は満足とは言えないまでも一步を踏み出したと理解できる」と、こういう文章が出されて、先ほど橋議員、また先ほどの質疑の中でも一部やり取りがされましたけども、この文章でいけば、今の栢木市長が提案されている方向に全て何か納得した上で了承をするというような受け取り方がされます。

先日の有志一同での市長の回答を受けたその文章の中には、先ほども紹介されましたように、③におきまして、Aブロック、つまり、当初から駅前建設というあの場所がAブロックという表現されていますが、Aブロックについては検討しないと、ここだけはしっかり文章にも記載されました。また、回答書にも書かれました。これがあるにもかかわらず、一步踏み出したという理解、これを理解できるというふうに解釈すれば、冒頭で言いましたように一般市民の方、また議員の方にも今の市長の提案がそのまま受け取られたものというふうに解釈されると、これは有志一同の一員として、この文章のくだりがある限りは賛同できません。

以上をもって、今回の提案については残念ながら理由書がこういう記載をされている限りは反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

決議第3号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案原案に対して賛成で討論させていただきます。

先ほどの討論、そして多くの議員のお答えの中からもあったように、私は市長のこれまでの答弁に対して、やはり透明性が欠けていた、それは大きく感じておりました。そして、いろいろ調査していく中で、やはりそのプロセスはますます見えなくなっていく、霧が深くなっていくように感じていました。

そんな中で、本当に議会はどうすべきなのか、何が正しい答えなのか、非常に難しいと思いました。そして、有志含め議論を続けておりました。

私が一番考えていたのは、本当に手法の問題ではなくて、長と議会の在り方であったり、市民のため、まちのため、市役所や病院で働いていただいている職員さんのためにどうすべきなのか、そういったところを考えて一般会計、病院事業会計においては総論として反対、各論として病院事業会計に反対というようなことをしました。

そして、その進め方をその前にあった予算常任委員会でもどうなのかという問題提起をさせていただきました。そうしたら、なかなかその答えというのは我々の今の議会では持っていなかった方が多かったというふうに感じております。そんな中で、本当にこのまま進めてよいのかというのをさらに深刻に考えていく中で、このような議会ではいけない、このような市政ではいけないのではないかと、何とか本来の在り方、それはもちろんいろんな皆さん考えがある中で、私が思う本来の在り方ですけれども、に向かわないといけないという中で、不本意ではあるものの、非公式の手段をみんなで取ろうということになりました。

やはり、一番は、今思っているのは、結果として予算常任委員会での一般会計や病院事業会計、そういったものをその手段に選んだことは正しい選択ではなかったのかもしれない。多くの批判もあると思います。そして、それは全て私の選択ですし、私の選択したことは私の不徳の致すところであります。しかし、そのことに関して最大限悩んで、しっかりと考えた上で決断したということは自信を持っています。

そして、両予算における委員会での否決の理由は、まさにこの決議の内容であります。これからの市政が本当にこのような形で進められていってもいいのか。いけない。その1点なんです。市長名で今回回答書を出していただきました。この現時点においても、今までのそのプロセスというのを認めたわけではありません。しかし、一定の説明の不備を認められ、これからはこの決議にある内容をしっかりやっていこうと、遵守していくということ強いお言葉をいただきました。そして、この約束されたことを明らかに確認したということで、それをさらにこの議会にて議会として、機関意思決定として再確認をするということで、これは議会と市長との新たな形での一步を今から踏み出そうという意味で、この同決議に賛成するものであります。これはみんなで本当につくっていくことですし、野洲のまちの全体のことでもあります。このAかBか二元論、これ簡単なんです。でも、それじゃなくて、本当にそのA、B、そうじゃないC、そういったものでよりよくしてい

くことが僕らの仕事じゃないかと思っていますので、ぜひご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。が、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第３号の採決における可否同数の取り扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。が、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決定いたしました。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、決議第３号病院整備事業をはじめとする市政全般の政策決定に対する決議案は可決されました。

暫時休憩いたします。再開時間を午後４時４０分といたします。執行部の方には、追って再開時間をお知らせいたします。

（午後４時２４分 休憩）

（午後４時４０分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第９条第１項の規定により午後５時までとなっております。

が、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、会議をいたします。

(追加日程第3)

○議長(東郷克己君) 追加日程第3、意見書第1号から意見書第5号まで、生活保護制度における扶養照会が義務でないことの明文化を求める意見書案他4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号について、第15番、東郷正明議員。

○15番(東郷正明君) 第15番、東郷正明です。

意見書第1号生活保護制度における扶養照会が義務でないことを明文化することを求める意見書案について説明いたします。

今、コロナ禍で仕事や住まいを失い、困窮する人が相次いでいます。生活保護は最後のセーフティーネットではありますが、現状では生活保護は必要な世帯の2割しか利用できていません。家族、親族に経済的な援助の可否を聞く扶養照会が広く行われており、生活保護の申請をためらう要因となっています。

支援団体つくろいファンドが年末年始に行った調査では、大半の人が困窮していながら、78%は生活保護を利用しておらず、うち3人に1人が家族に知られるのが嫌だからと回答しています。現場のケースワーカーにとっても、三親等まで扶養照会するのは膨大な手間がかかるばかりか、ほとんど効果がないのが実態です。

厚労省によりますと、扶養照会によって金銭的援助を可能と回答したのは、2017年度は照会件数の僅か1.6%でした。

生活保護制度は、憲法に定められた生存権を実現するための法律であり、親族が扶養の義務も果たしていないことでこの人権の実現が妨害されるのは明らかに不合理です。

1月28日の参議院予算委員会では、扶養照会はやめるべきという質問に対し、厚生労働大臣は扶養照会が義務でないことを明言しています。よって、生活保護制度における扶養照会が義務でないことを明文化することを求める意見書を、地方自治法第99条の規定によ

り意見書を提案するものです。各議員の賛同をよろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第2号及び意見書第3号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

まず、意見書第2号新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書案を提案させていただきます。文章につきましては非常に短いですが、皆さんのお手元にあるかと思います。

この内容につきましては、私どもも言っていますし、新聞でも論説委員等がおっしゃっている広くPCR検査を行って、症状が出ていない感染者を早く見つけて、クラスター等が発生しないようにと、このためには広くやっぱりPCR検査をする必要があるということに尽きると思います。これからコロナワクチン接種も始まります。それと併せてPCR検査を広く行うことを要請したいということで、今回意見書を提出しております。どうか皆さんのたくさんの方の意見書に対してのご同意がいただけるよう、よろしくお願いいたします。

次に、意見書第3号米軍への思いやり予算はきっぱり中止を求める意見書案の提案をさせていただきます。同じく文章は皆さんのお手元にあるかと思います。

私どもは、過去からもずっと言い続けております。今の思いやり予算、この予算が今回も金額としてここに記載しております1,993億円というところまで今お金が膨れ上がっています。

この思いやり予算というのは、憲法でもこれが認められているわけでもありません。日本のほうがこの思いやり予算というのを廃止するということはできるわけです。今コロナ禍で大変苦しい思いをされている中で、これだけ莫大なお金、毎年増える思いやり予算というのはきっぱりと中止をすべきということで、今回も意見書を提出させていただきました。皆さんのご同意、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第4号及び意見書第5号について、第14番野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第4号75歳以上の医療費窓口負担増の中止を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

菅内閣は、75歳以上が払う現行の医療費の負担、これを2割にしていくという医療制

度改定の一括法案が今国会に出されておりました、２０２２年の後半からこれを国会で成立をさせるという、そういう内容となっています。

この２割負担の対象というのは、全体的に約３７０万人が対象になる。そういう中で、この菅政権は２割導入の最大の口実に、若い世代の保険料上昇を少しでも減らすということを掲げております。しかし、今高齢者の医療費に占める負担、国の負担は、老人保健制度が始まったとき４５％でしたが、２００８年後期高齢者医療制度で３５％になって、ほとんど減らされてしまった。ここに根本的な問題があります。若い世代の負担軽減というのならば、少なくとも国庫負担４５％に戻して、国として公的役割を果たすべきであります。７５歳以上の医療費窓口負担増の中止を強く求めるという意見書、ぜひご賛同願いたいと思います。

次に、意見書第５号補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求める意見書について、趣旨説明を行います。

厚労省は、２０２１年の介護保険の改正において、低所得者の施設入所の食費、居住費、これの補足給付の見直しで、払い戻しをするというそういうところを引き上げていって、今年８月から実施するというようにしております。

補足給付の見直しでは、食費の負担、月々２万２，０００円増えるということになっております。また、高額介護サービスのところでは、現在、限度額が４万４，４００円が上限ですが、これを３倍に引き上げて、最高１４万１００円まで引き上げるということになっております。

介護保険制度というのが、もうこれまでどんどん改悪がされてきました。居住費を取る、食費を取る、取って、それをまた引き上げていっているということで、入所されている方の負担がすごく重くなってきております。ですから、こういうふうなところをどんどん行って悪くしていっている。本当にこういうことが行われたら、入所の申し込みもできないという事態が生じます。

今政府が本当に行うべきことは、負担増と給付削減の制度改悪を重ねることではなくて、経済事情に関わらず、介護が必要なときに必要なサービスが受けられる、そういうことに改善をしていくべきであります。よって、今回の制度改正で利用者の負担増となる補足給付の支給要件の見直し、そして高額介護サービス費の上限の引き上げを行わないことを強く求めるという意見書に対してご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております意見書第１号から意見

書第5号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第5号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第5号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第5号までについて、討論に移ります。

討論通告書が提出されておりましたが、市議会申合せ事項に反対討論がない場合の賛成討論は同一会派は行わないものとするところから、意見書に対する討論は行いません。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号生活保護制度における扶養照会が義務でないことの明文化を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号米軍への思いやり予算はきっぱり中止を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第３号は否決されました。

次に、意見書第４号 ７５歳以上の医療費窓口負担増の中止を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第４号は否決されました。

次に、意見書第５号 補足給付の支給要件の見直し、高額介護サービス費の上限額の引き上げの撤回を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第５号は否決されました。

暫時休憩いたします。再開を午後５時１５分といたします。

(午後４時５５分 休憩)

(午後５時１５分 再開)

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（西村 健君） 議長のお許しを得ましたので、再任に当たりましてご挨拶を申し上げます。

さて、先日は栢木市長より本市教育長として私を引き続きご推挙いただき、本市議会初日に、議員全員の皆様の同意をいただきました。ここに改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、ここで少し私の教育に関する経験や考えをお話しさせていただきたいというふうに思います。

私は、旧中主町に生まれ、大学から大阪へ出ました。卒業後、そのまま大阪の中学校社会科教員となりまして、３８歳で滋賀県に帰ってきました。そして、隣の近江八幡市の学校や教育委員会に１９年間勤め、最後は野洲小学校の校長として３年間勤務いたしました。

また、滋賀県に戻ってから20数年間、旧中主町、それから野洲市の人権啓発推進員として活躍の場をいただいたこともあります。

私は、教員として長い間いわゆる問題行動、それから低学力、あるいは不登校など、特に課題の重い子どもたちが多い学校に過ごしてまいりました。また、サラ金に追われて突然着の身着のまま転校してきた生徒や、虐待、あるいは貧困の中で必死にもがいている子どもたちとも関わってまいりました。これが私の現在の教育の原点というふうになっております。

一方で、私は小学校や中学校で人権教育や視聴覚教育で、1,000人を超える参加者を集めた先進的な研究集会を何度か開くなど、教育内容面での研究発信の場をいただいたこともあります。

私は、現在教育長として学校・園の教育で大事にしていることが2つあります。

まず、1つは、子どもたちに物事を広く深く考える広い意味での学力をつけること。それからもう一つは、人と関わる力、つまり社会性です。この社会性を育てることです。ますます複雑化する現代社会で、子どもたちがたくましく生きていく大きな力になると考えています。

それから、もう一方、生涯学習に関わりましては、皆さんご承知のように日本の平均寿命は世界一です。また、滋賀県はその中で長野と争うトップレベルを走っております。人生100年時代、市民の皆さんが生涯にわたって豊かに暮らすため、健康で心に潤いやゆとりを持つことが大切ではないかなというふうに思っております。そして、その糧となるのが芸術や文化、歴史、あるいは豊かな自然に触れることだというふうに思っております。本市には、こうした先人が残してくれた物すごく大きな財産がいっぱいあります。私は、こうした野洲の豊かな資源を活用した生涯学習を一層進め、元気あふれる虹色都市野洲のまちづくりにつなげていけたらというふうに思っております。

今後とも教育行政に全力をかけていくことをお誓いし、また、市民の皆様、議員の皆様のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、教育長再任に当たりましてのご挨拶といたします。貴重な時間をありがとうございました。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（東郷克己君） 次に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和3年第1回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る２月２５日から本日に至りますまで２８日間でした。令和３年度当初予算をはじめ、多くの案件につきまして慎重なご審議の上、全てをお認めいただき、誠にありがとうございました。本定例会の代表質問、一般質問、また議案質疑を通じて、様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいります。また、お認めいただきました新年度予算に基づき、笑顔あふれる市政の実現のための取り組みを進めてまいります。特に市民病院整備につきましては、野洲市民病院整備事業特別委員会でお示ししました立地場所選定条件に一致する候補地の課題整理を行い、今後丁寧な説明を行うとともに、皆様とも十分に議論をさせていただいた上で、できるだけ早い段階で立地場所や基本構想の見直しなど、必要な判断をお示ししたいと考えております。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種では、市立野洲病院での集団接種を５月１０日から開始できるように準備を進めており、市民に安心して円滑に接種をいただけるよう、引き続き体制整備に取り組んでまいります。

にぎわいでは、国史跡の指定を受けた永原御殿跡について、市民参加の体験学習の開催など、市民に活用していただけるよう保存整備を引き続き進めてまいります。

非常に厳しい財政状況であることから、今後行財政改革に積極的に取り組み、行財政の健全化を図っていききたいと思います。

また、市政全般の政策決定におけるプロセスや、根拠を説明することは市の責務であり、議会、市民に対してより丁寧な説明を行ってまいります。

最後に、議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意をいただき、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（東郷克己君） 以上で、令和３年第１回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後５時２４分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年3月24日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 橋 俊 明

署 名 議 員 坂 口 重 良